

環境影響評価方法書の審査書

No.		
事業名		(仮称) 潟上海岸における風力発電事業
事業者名		株式会社 A-WIND ENERGY
事業実施区域		秋田県潟上市天王字浜山地内
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力: 最大44, 650kW ・風力発電機の台数: 定格出力2, 350kW級風力発電機を最大19基設置 ・ハブ高さ: 地上85m ・ローター直径: 92m
	工事の内容	工事期間: 平成29年11月～平成31年10月予定 主な工事の内容: 準備工事: 5ヶ月 伐採工事: 6ヶ月 道路工事(仮設道路造成): 10ヶ月 風力工事(風力ヤード造成: 9ヶ月、基礎工事: 9ヶ月、組立工事: 8ヶ月) 送電線工事: 16ヶ月 連系変電所工事: 7ヶ月
地 域 特 性	大気質	対象事業実施区域が位置する潟上市には一般大気測定局の「昭和」が対象事業実施区域東側約6kmの位置にあり、西側の男鹿市には同測定局の「船川」が約11kmの位置にある。また南側の秋田市には、同測定局の「堀川」が約7km、「土崎」が約11kmの位置にある。平成24年度の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしているが、男鹿市の「船川」で測定されている光化学オキシダントは超過している。また経年変化は、ほぼ横ばい状態である。秋田県及び市町村が平成24年度に新規に受付した大気汚染に係る苦情は125件あり、内容は稲わらや一般廃棄物の焼却などに対してとなっている。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域及びその周辺地域は、騒音規制法による規制地域に指定されている。また、秋田県では道路に面する地域の住居等を対象とした自動車騒音の常時監視が行われている。秋田県及び市町村が平成24年度に新規に受付した騒音に係る苦情は39件あり、内容は産業用機械や工事現場などから発生する音に対してとなっている。
	振動	対象事業実施区域のある潟上市は振動規制法による規制地域は指定されていないが、周辺地域にあたる男鹿市と秋田市は指定地域に指定されている。秋田県及び市町村が平成24年度に新規に受付した振動に係る苦情は5件となっている。
	水質	対象事業実施区域内の河川での水質測定は行われていないが、その周辺地域の雄物川水系と馬場目川水系では実施されている。湖沼においては、北側(約5km)にある八郎湖と南側(約5km)になる男潟で行われている。対象事業実施区域周辺の海域では、船越水道沖と出戸沖の2カ所で水質測定が行われている。
	地形・地質	対象事業実施区域及びその周辺地域は、西部低地の秋田砂丘地に位置している。秋田湾周辺の秋田砂丘地には、地形分類の砂礫台地(下位)と三角州性低地が分布し、その周辺の八郎潟周縁低地には三角州性低地が広く分布している。なお、対象事業実施区域は秋田砂丘地の砂礫台地(下位)となっている。また、対象事業実施区域及びその周辺の地質は、秋田砂丘地には未固結の砂丘砂が、その周辺の八郎潟周縁低地は未固結の泥・砂・礫が広く分布している。対象地域実施区域は、未固結の砂丘砂が分布している。
	動物	文献調査の結果では、哺乳類12種、鳥類156種、両生類12種、爬虫類7種、昆虫類129種、魚類58種を確認した。重要な種に関しては、哺乳類5種、鳥類48種、両生類5種、爬虫類1種、昆虫類12種、魚類16種であった。

植物	文献調査により生育情報が得られた植物種は723種であった。このうち、重要な種に該当したのは84種である。なお、対象事業実施区域には、クロマツ植林が広く分布している。対象事業実施区域及びその周辺地域には、脇本の湿原、天王出戸湿原の植生、女湯の湿原植生、金足高岡溜池の水生植物群落が分布しているが、対象事業実施区域には存在しない。
生態系	対象事業実施区域及びその周辺地域は、大部分が低地と台地段丘であり山地と台地は東西の端に一部みられる程度であり、低地部は耕作地植生、台地段丘は植林地植生に類型区分される。対象事業実施区域には、台地段丘の植林地(クロマツ植林)植生が大部分を占めている。
景観	対象事業実施区域は秋田湾沿いに位置し、秋田砂丘地にはクロマツ植林が広がっている。対象事業実施区域の西側には秋田湾が広がり、北西側には寒風山火山地、本山山地、東端には太平山山地があり、これらの山地に挟まれた大部分が八郎湯周縁低地であり、その南側が秋田砂丘地となっている。また、景観資源は、男鹿国定公園に属する寒風山や男鹿半島の山地景観、海成段丘、秋田砂丘、天王海岸等の海岸景観、及び八郎湯調整池や天王出戸湿原などの湖沼景観である。
触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場として、対象事業実施区域には、秋田男鹿自動車道、東北自然歩道「緑と神話のみち」及び保健保安林が含まれ、対象事業実施区域周辺には、出戸浜海水浴場と鞍掛沼公園がある。
廃棄物等	潟上市、男鹿市及び秋田市における一般廃棄物処理の状況は、潟上市が12,019t、男鹿市が10,529t、秋田市が126,357tとなっている。一般廃棄物処理関連施設は、3市合わせて10箇所あるが、うち1箇所については休止している。産業廃棄物処理については、対象事業実施区域から半径約50kmの範囲における中間処理施設は76箇所、最終処分場5箇所となっている。
その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周辺地域における環境の保全についての配慮が特に必要な施設については、学校が22箇所、病院が29箇所、社会福祉施設が59箇所となっている。
環境影響評価の項目	参考項目との差異 別紙参照
調査・予測・評価の手法	環境影響評価方法書P. 250～P. 305参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解:資料2-1-3参照 関係都道府県知事意見:資料2-1-4参照
審査結果	環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いた上で、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載する。
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	の存在	地形変化及び施設	施設の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○					
			粉じん等	○	○					
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○				○	
			超低周波音						○	
	振動	振動	○	×						
	水環境	水質	水の濁り		×	○				
		底質	有害物質		×					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○		
		その他	風車の影(シャドーフリッカー)						○	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)				○		○	
海域に生息する動物					×	×				
植物		重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)				○	○			
		海域に生育する植物				×	×			
生態系		地域を特徴づける生態系				○		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○				○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○				
		残土				×				
備考										
一 は「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目であり、「○印」は、環境影響評価の項目として選定する項目を示す。										
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。										
イ 工事の実施に関する内容										
(1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。										
(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。										
(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。										
ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容										
(1) 地形変化及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形変化等を伴う。										
(2) 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。										
三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子物質をいう。										
四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。										
五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。										
六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。										
七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数のものが利用している眺望する場所をいう。										
八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。										
九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。										